

令和 6 年 9 月 4 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 菅 井 隆 雄

会津若松市監査委員 丸 山 さよ子

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

(1) 企画政策部（企画調整課、企画調整課協働・男女参画室、企画調整課庁舎整備室、企画調整課スマートシティ推進室、地域づくり課、秘書広聴課、情報統計課、北会津支所まちづくり推進課、北会津支所住民福祉課、河東支所まちづくり推進課及び河東支所住民福祉課）

(2) 観光商工部（観光課、商工課及び企業立地課）

(3) 会計課

(4) 議会事務局

(5) 監査事務局

3 監査対象事務

令和5年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 上記(1)に関する工事
- (4) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局

イ 実施日 令和6年4月17日から同年8月30日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和6年6月27日及び同月28日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、一部の事務事業については、次のとおり改善等の必要を認める事項及び更なる事務執行の適正を期すべき事項が見受けられた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○令和5年度地域おこし協力隊（大戸地区）活動支援業務委託について（地域づくり課）

当該業務委託は、市が大戸地区に配置した地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）が行う「地域力の維持・強化に資する活動」を支援するためのものであり、委託する業務の内容は、協力隊員の活動計画の策定に関する支援などであった（当該業務委託に係る契約の概要等は、別紙に記載）。

これらに係る一連の事務については、次のとおり不明瞭な事項、適当ではないと思料する事項などが散見されたので、今後、改善に向けて検討されたい。

ア 不明瞭な仕様書

委託業務における契約相手方に求める役務の内容については、仕様書に明記しなければならないが、当該仕様書に記載

されているのは業務概要のみであり、協力隊員の活動を支援するための具体的な内容はなく、受託者へ何をどの程度行わせようとするのか不明である。また、当該業務委託の実施を確認するために求める書類も単に「活動報告書」としており、誰のどのような活動であるのか不明である。

仕様書は、委託業務の根幹をなすものであるが、このような仕様書では、業務目的の達成の程度、契約期間中に相手方へ行う監督の範囲、受託者から提供を受けた役務の内容確認などが不明瞭となり、適当ではないと思料するものである。

委託業務は、市が本来行うべき業務を特定の者に経費等の対価を支払って実施するものであることから、何を相手方に求めるのか、求める役務の内容を明記する必要があるが、そもそも協力隊員を支援する手法として「業務委託」が適切なのか制度設計を含め、改めて検討をしていただきたい。

イ 委託料の積算と契約額

設計書における積算項目には、旅費、パソコン、カメラ及び携帯電話の購入費、また携帯電話通信費やアプリケーションソフト使用料等が計上されているが、これらは協力隊員が活動するための用具等の経費でしかなく、仕様書で受託者に求めた活動計画の策定、住民や関係者との調整や周知、住居確保に係る経費等については見当たらなかった。仕様書に基づき積算する経費は、当該業務を受託者が遂行するために必要な経費をすべて計算しなければならないものであるが、当該業務委託においては業務の一部のみが計算されており、適

当ではなかったと思料するものである。

また、今般の積算に当たり参考見積書を徴していないということであったが、それにもかかわらず、契約時に当該仕様書に基づき計算した相手方からの見積書が市で設計した額と同額であったということには疑念を持たざるを得ない。

ウ 委託料の内容と契約相手方の選定

当該業務委託は、「事業趣旨より受入れ団体が限定される」として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、地域のまちづくり協議会と一者随意契約を締結している。しかしながら、委託料の積算経費の内容を見れば、契約の相手方は、単にその支出を履行する者を選定するだけで足りると思料することから、受託者のみが当該業務を履行できるとして競争入札には適さないと判断したことについて疑義がある。

エ 業務遂行の監督と検収

仕様書では当該業務委託の成果として「活動報告書」を求めているが、そのような書類は確認できなかった。受託者から「委託業務実績報告書」の提出はあったが、そこには収支決算書と支出明細書が添付されているのみであり、仕様書で求めた協力隊員の活動計画の策定をはじめとする各種支援の実績について確認することができなかった。

また、対面監査時に令和6年3月31日付けで提出された当該業務委託に係る実績報告書の添付資料として、令和6年4月11日に行われた受託者の総会資料の提示があったが、期日

に矛盾が生じているばかりか、当該総会資料によって支援内容（委託内容）の評価をどのように行ったのか分からない。

さらには、提出資料の収支決算書及び支出明細書を見ると、委託料総額の約55パーセントを占める協力隊員の活動に必要なパソコン、カメラ、タブレットの購入等が、いずれも契約期間が満了する直前の10日間に集中している。このことは、受託者の業務執行に係る市の監督が適切ではなかったと思料するとともに、当該委託料を後日精算したことを踏まえれば、市にとってこのような支出は不要であったと言わざるを得ない。特にパソコンにおいては、個人から中古品を購入しており、製品保証や販売者責任等にリスクのある品を取得していた。こうした状況にもかかわらず、検収調書には、検収結果として「良好」と記してあったが、何を根拠に「良好」と判断したのか不明瞭である。

オ 委託料の精算と変更契約

今般の業務委託において、仕様書及び契約約款に基づき委託期間の最終日に変更契約を締結し、係る経費を精算し、受託者に31,316円を返納させている。ここで理解し難いのは、変更契約の締結に際し、委託内容に全く変更箇所がないまま業務委託料の減額変更の決定をしていることである。変更契約では、委託内容や委託期間等に変更を要する場合、必要に応じて増額又は減額をすることが一般的であるが、先に述べたとおり委託内容そのものの実績を確認しないまま、あたかも用具等に係る購入補助金の精算のように委託料を減額した

ことは、好ましい処理とはいえないものである。

カ 協力隊員の支援に係るリスク

これまで、当該業務委託に係る一連の事務について申し述べてきたが、実務に係るリスクについても看過できないものがあつた。

協力隊員は、市の職員（会計年度任用職員）である一方、自ら（協力隊員）を支援する大戸まちづくり協議会の事務局を担っている。このことは、自分の活動のために、自分でその活動支援に係る事務を担うということであり、その経費の支出等も可能となっている。このような状況はリスクが低いとはいえないものであり、疑念を抱かれることがないよう当該事務の執行に当たっては十分に留意されたい。

また、対面監査時においては、当該市職員（協力隊員）に対して出張時の必要な旅行命令の手続がなされておらず、復命書も未提出であつたことが判明した。こうした状況も踏まえると、なおさら実務の管理において注意が必要である。

以上のことから、今後における協力隊員が行う活動の支援については、その本質的な役割を見極め、支援のあり方や制度設計を十分に精査し、検討するとともに、不適正な事務のリスクを極力低減させるよう努められたい。

また、その精査及び検討に当たっては、協力隊員がその設置目的である地域の維持活性化及び産業振興に資する活動ができるよう、さらには協力隊員の任期満了後においても本市に「住み続けたい」と思い、本来の事業目的にある定住・定着につな

がるよう、改善に努めていただきたい。

別紙（契約の概要等）

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 委託業務名 | 令和5年度地域おこし協力隊（大戸地区）活動支援業務委託 |
| 2 | 所管課 | 企画政策部地域づくり課 |
| 3 | 契約方式 | 一者随意契約（理由：事業趣旨により受入団体が限定されるため競争入札に適さない。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）） |
| 4 | 契約締結日 | 令和5年4月4日 |
| 5 | 履行期間 | 令和5年4月4日から令和6年3月31日まで |
| 6 | 契約金額 | 770,000円 |
| 7 | 受注者 | 特定非営利法人 大戸まちづくり協議会 |
| 8 | 仕様書の主な内容 | |
| | (1) 目的 | 会津若松市地域おこし協力隊設置要綱第5条に掲げる業務を行うための活動支援を行うものである。 |
| | (2) 実施期間 | 令和5年4月4日から令和6年3月31日まで |
| | (3) 業務概要 | |
| | ア | 地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）の活動計画の策定に関する業務 |
| | イ | 隊員の活動地域における住民その他関係者との調整及び住民への周知 |
| | ウ | 隊員の活動に必要な住居、用具等の確保 |
| | エ | 隊員の活動に対する指導・助言 |
| | オ | その他事業の円滑な運営に関する業務 |

(4) 協力隊活動

ア 活動内容

- ・ 中山間地域のコミュニティ活動支援・エリアプロモーション
- ・ 地場産品の開発や販路の開拓
- ・ 地域活性化に向けた取組やイベントの企画
- ・ 地域運営組織の事務局の運営
- ・ その他、事業の趣旨に資するもの

イ 活動地域

- ・ 会津若松市大戸地区を基本とする。

(5) 実績報告

受託者は、業務が完了した場合に、下記の報告書を提出し
検査を受けなければならない。

ア 活動報告書（A4版カラー）1部

9 変更契約

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 契約締結日 | 令和6年3月31日 |
| (2) 変更内容 | 委託料 31,316 円の減額 |

(2) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○地域づくりビジョン推進事業補助金（大戸地区）について（地域づくり課）

当該補助金の交付目的は、自治基本条例の理念に基づき、地域住民が主体となって地域課題の解決に取り組む団体の活動経費を支援することであり、大戸地区においては、特定非営利法人大戸まちづくり協議会からの申請により同協議会に対して1,000,000円を補助している。

しかしながら、当該補助金の交付に当たっては市補助金等の交付等に関する規則及び市地域づくりビジョン推進事業補助金交付要綱に基づき所定の手続を経なければならないが、その申請書及び実績報告書を見る限りにおいては、次のような不明瞭な点が見受けられた。

ア 補助金交付申請書

補助金交付申請書に添付されていた収支予算書には、収入に市が発注した地域おこし協力隊員に対する支援業務委託料770,000円が計上されていた。当該業務委託は、市が当該補助事業とは別の目的で発注したものであり、このような経費が混在しているものを当該補助事業に係る収支予算書としてみなすことは困難であり適当ではない。

イ 補助金実績報告書

当該補助金が適正に使用されたことを確認するため、先の規則等において補助金実績報告書の提出を義務付けているが、提出された実績報告書の添付書類である収支決算書にも申請書と同様に地域おこし協力隊員に対する支援業務委託料が計上され、さらには農村活性化プロジェクト補助金や市社協交付金等も計上されている。

支出明細書も添付はされているが、当該補助事業に係る補助金は明細書にあるどの支出に充てられたのか不明瞭であり、このような内容では、実績報告書としてみなすことはできないと思料する。

市は、現在、財務事務の適正化に取り組んでいるところであるが、当該補助金交付に係るこのような不明瞭な書類をもとに補助金を交付し、その補助額を確定させたことについては、これらに係る財務事務において適正を欠くものであったと言わざるを得ない。

また、当該地域づくり団体には、その活動を支援するため事務局員として担当課長の指揮監督のもと市の会計年度任用職員（地域おこし協力隊員）を配置し団体事務の補助をしている。それにもかかわらず、当該補助事業に係る一連の事務がこのように不明瞭であったことは残念でならない。

補助金は、税金その他の貴重な財源でまかなわれている公金であることに留意し、公正かつ効率的に使用されなければならないことから、説明責任を果たすうえでも公金の使途が明瞭なものとなるよう、当該補助金が適切に使用されたことの確認を

含め、必要な対応を求めるものである。

最後に、当該補助金を活用した地域活動を支援する取組は、人口減少や価値観の多様化等により地域活動の担い手が不足し、地域内のつながりが希薄化している状況にある中、地域課題を解決するための本市の主要な取組の一つであり、多方面から大いに期待されている。

市は、令和6年度の当該補助金の予算を増額し、他の地域にも波及させ、その取組を拡充させようとしている。これら取組がさらに発展し、充実したものとなるためには、市及び交付先団体の財務に係る事務が適正に行われ、また公平性及び透明性が確保されることが必要不可欠である。

豊かで魅力ある地域づくりのためには、地域の方々による地域運営組織が主体的にその地域に適した取組を担っていくことが重要であり、市はその取組を人材面・資金面など多面的に連携して支援を行っていくことが肝要である。それには多くの課題が伴うものではあるが、その実現に向けて着実に前進するよう努めていただきたい。

○会津若松商工会議所補助金について（商工課）

当該補助金は、本市商工業の振興を図るため、市補助金等の交付等に関する規則及び会津若松商工会議所等補助金交付要綱に基づき、会津若松商工会議所が行う地域総合振興事業及び起業家精神育成事業等に対して3,600,000円を令和5年9月5日に交付したものである。

その後、令和6年3月29日には会津若松商工会議所から当該補助事業を実施したとして実績報告書の提出がなされ、それに基づき、市は補助金の額を当初より200,000円減額し、3,400,000円とする決定を行ったところであるが、所管課から提出された資料を確認すると、実績報告書は表紙のみで添付資料である事業報告書及び収支決算書が見当たらなかった。

このことについて対面監査時の聞き取りによると、事業報告書及び収支決算書は、例年、会津若松商工会議所の総会資料としており、まだ総会が開催されていないため、添付がなされていないということだった。

つまりは、市は補助事業者から規則等に基づく書類の提出がないまま公金である補助金の額を確定したのであり、当該補助金が補助目的に沿ってどのようにいくら使用されたのか確認しなかったこととなる。当該補助事業に係る報告を求めることは、特に総会を待たずとも十分可能であり、そうしなかったことについては適切でなかったと言わざるを得ない。

このような事務は、財務事務の適正化に取り組んでいる本市にとって看過できるものではないと思料することから、改めて必要な書類を整えるとともに、今後は、適切な対応に努められたい。

また、200,000円を減額した理由については、当初予定していた三都市交流事業が開催されなかったためとしている。当該事業は、補助対象事業である地域総合振興事業を構成する各種取組の一部に過ぎず、単に開催されなかったからといって減額す

るのではなく、当該補助金の趣旨を踏まえれば、地域総合振興事業のその他取組についても補助の対象となり得たことから、今後においては相手方と十分な協議を行うなど寄り添った対応に留意されたい。